

北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟
改修施設整備等事業

入 札 説 明 書

平成 16 年 9 月

国立大学法人北海道大学

< 目 次 >

1	入札説明書の定義.....	1
2	事業の概要等.....	2
	(1) 公告日.....	2
	(2) 契約担当役.....	2
	(3) 担当部局.....	2
	(4) 調達機関番号等.....	2
	(5) 品目分類番号.....	2
	(6) 事業名称.....	2
	(7) 事業内容.....	2
	ア 公共施設等の種類等.....	2
	イ 事業方式.....	3
	ウ 事業期間.....	3
	エ 事業の範囲.....	3
	(8) 施設の概要.....	4
	(9) 本学の支払に関する事項.....	4
	(10) 事業に必要と想定される根拠法令等.....	5
	ア 関係法令等.....	5
	イ 関係規則等.....	5
	(11) 事業スケジュール.....	6
3	選定事業者の選定方法.....	7
4	応募に関する条件等.....	8
	(1) 応募者の備えるべき参加資格.....	8
	ア 応募者の参加要件等.....	8
	イ 応募者の構成員等の資格等要件.....	9
	ウ 競争参加資格の確認.....	12
	エ 競争参加資格の確認後の取扱い.....	12
	(2) 応募に関する留意事項.....	13
	ア 入札説明書の承諾.....	13
	イ 費用負担.....	13
	ウ 入札保証金及び契約保証金.....	13
	エ 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて.....	13
	オ 参加表明書等の取扱い.....	14
	カ 入札提出書類の取扱い.....	14
	キ 本学からの提示資料の取扱い.....	14

ク	応募者の複数提案の禁止.....	14
ケ	使用言語、単位及び時刻.....	14
コ	その他.....	15
(3)	入札の実施.....	15
ア	入札公告等.....	15
イ	参加表明書等の提出及び競争参加資格の審査.....	18
ウ	入札.....	19
エ	入札の辞退.....	21
オ	入札無効に関する事項.....	21
カ	開札.....	21
キ	落札者の決定.....	22
ク	入札結果の通知及び公表.....	22
ケ	特定事業の選定の取消し.....	22
コ	本事業以外の業務で、本事業に直接関連する業務に関する契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無.....	22
サ	苦情申立て.....	22
5	提案内容審査.....	24
(1)	審査委員会の設置.....	24
(2)	審査の方法.....	24
(3)	審査項目等.....	24
ア	必須項目審査.....	24
イ	加点項目審査.....	24
6	事業契約に関する事項.....	26
(1)	基本協定書の締結.....	26
(2)	特別目的会社（SPC）の設立.....	26
(3)	事業契約の締結.....	26
(4)	事業契約の概要.....	26
ア	契約金額.....	26
イ	事業の遂行.....	26
ウ	対価の支払等.....	27
エ	選定事業者の権利義務等に関する制限.....	28
オ	本学と選定事業者の責任分担等.....	28
カ	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	28
キ	選定事業者が付保する保険等.....	29
7	事業実施に関する事項.....	30
(1)	誠実な業務遂行事務.....	30

(2)	事業期間中の選定事業者と本学の関わり	30
(3)	業務内容	30
	ア 業務内容	30
	イ 業務の委託	30
(4)	本学によるモニタリング	30
	ア 本事業の実施状況の確認	30
	イ 支払の減額等	31
	ウ 財務書類の提出	31
(5)	土地の使用等	32
8	提出書類	33
9	その他	36
	(1) 情報の提供	36
	(2) 契約に違反した場合等の取扱い	36

1 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本説明書」という。）は、国立大学法人北海道大学（以下「本学」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号改正平成 13 年法律第 151 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した「北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を総合評価落札方式一般競争入札により募集及び選定するにあたり、応募を希望する者を対象に交付するものである。

事業の基本的な考え方については、平成 16 年 4 月 1 日に公表した「北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）及び平成 16 年 6 月 30 日に公表した「北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業 要求水準書（案）」（以下「要求水準書（案）」という。）と基本的に同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に対する質問・回答及び意見、要求水準書（案）に対する意見を踏まえて、修正等を行っている部分もある。

したがって、応募者は、本入札説明書の内容を踏まえ、入札に必要な提案書を提出すること。

また、別添「北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業に関する契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）、「北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業に関する基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）、「北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）及び「様式集」は、本入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

なお、入札説明書等と実施方針、要求水準書（案）及び実施方針に対する質問・回答に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。

また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針に関する質問・回答及び要求水準書（案）に記載がある場合には、それらによることとする。

2 事業の概要等

PFI手法（RO方式）による農学系研究等を行う総合研究棟改修の設計、工事監理、建設及び維持管理業務

(1) 公告日

平成16年9月17日

(2) 契約担当役

国立大学法人北海道大学

契約担当役 事務局長 齊藤 秀昭

(3) 担当部局

国立大学法人北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約係

〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目

TEL 011-706-2431

FAX 011-706-4886

電子メールアドレス：pfi@facility.hokudai.ac.jp

(4) 調達機関番号等

調達機関番号 010

所在地番号 01

第101号

(5) 品目分類番号

41、42、75、78

(6) 事業名称

北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業

(7) 事業内容

ア 公共施設等の種類等

(ア) 公共施設等の種類

教育研究施設（北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟）

(イ) 事業場所等

事業場所 札幌市北区北9条西9丁目 北海道大学札幌1団地構内
敷地面積 1,066,388 m² (うち、本施設敷地 59,713 m²)
用途地域 第1種住居地域
建ぺい率 60%以下
容積率 200%以下
壁面後退距離 適用なし
建築物の高さの最高限度 適用なし

イ 事業方式

選定事業者(入札説明書の定めるところにより、本事業を実施する者として選定されたPFI法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)は、PFI法に基づき、自らの提案をもとに、本施設の設計・改修を行った後、事業契約書等に示される内容の業務を行う方式(いわゆるRO(Rehabilitate Operate)方式)により実施する。

ウ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成31年3月末までの期間とする。

エ 事業の範囲

選定事業者が行う主な事業内容は、以下のとおりとする。

ただし、各業務における具体的内容については、要求水準書及び事業契約書(案)に示す。

なお、本施設の管理運営及び本施設内で行われる教育・研究業務については、本学が行う。

(ア) 施設整備業務

施設整備に係る基本・実施設計及びその関連業務

施設整備に係る改修工事及びその関連業務

工事監理業務

改修工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

(イ) 維持管理業務

建物保守管理業務

(建物小修繕などの点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む。)

建築設備保守管理業務

(高圧受電設備の点検業務、昇降機設備保全業務、消防設備総合点検などの設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む。)

外構施設保守管理業務

(点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む。)

清掃業務

(建築物内部及びガラス等清掃業務)

警備業務

(建物内、建物周辺)

(8) 施設の概要

施設の概要は、以下のとおりである。詳細は、要求水準書を参照のこと。

区 分	室 名	等
・ 農学研究系	実験室	62 室 2,225 m ² 程度
	実験研究室	60 室 3,309 m ² 程度
	共有実験室	35 室 1,754 m ² 程度
	演習・ゼミ室	12 室 469 m ² 程度
	その他上記に付随する諸室等	30 室 956 m ² 程度
	計	199 室 8,713 m ² 程度
・ 居 室	教官室	105 室 3,107 m ² 程度
	院生室	51 室 1,786 m ² 程度
	学部生室	12 室 397 m ² 程度
	計	168 室 5,290 m ² 程度
・ 共 用	図書室	12 室 1,030 m ² 程度
	講義室	17 室 1,719 m ² 程度
	事務室	9 室 484 m ² 程度
	資料室	22 室 728 m ² 程度
	管理	6 室 918 m ² 程度
	その他上記に付随する諸室等	25 室 1,003 m ² 程度
	計	91 室 5,882 m ² 程度
・ 廊下・手洗い等		7,315 m ² 程度

本施設正面部は、昭和 10 年に本学の中心施設として建設されたもので、建築後約 70 年を経過しており、外観や一部居室に創設時の面影を残し、歴史性を有している。

その後、増築を重ねられてきた本施設は、現在も本学のシンボルとして学内外から親しまれている。

本学としては、これらの歴史性等を踏まえて、本事業を実施する。

(9) 本学の支払に関する事項

本学の選定事業者に対する支払いは、選定事業者が実施する本施設の施設整備業務に係る対価と維持管理業務に係る対価からなる。

本学は、それらの対価を、各工事部分の供用開始から事業期間中に亘って、PFI 法第 10 条第 1 項に規定する公共施設の管理者等と選定事業者との間で締結する事業契約書（以下「事業契約書」という。）に定めるところにより、選定事業者に対して支払う。

詳細は、「6 - (4) - ウ 対価の支払等」を参照のこと。

(10) 事業に必要と想定される根拠法令等

本事業にあたっては、PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号。以下「基本方針」という。）のほか、下記に掲げる関連の各種法令等に拠ることとする。

ア 関係法令等

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）
- ・ 改修工事に係る資材の再資源化等に関する法律（リサイクル法）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ その他関連法令等

イ 関係規則等

- ・ 国立大学法人北海道大学会計規程
- ・ 国立大学法人北海道大学不動産管理規程
- ・ 北海道大学契約事務取扱規則
- ・ 北海道大学政府調達事務取扱規則
- ・ 電気設備技術基準
- ・ 内線規定（北海道版）
- ・ 高圧受電設備指針
- ・ その他関係規則等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとする。

また、本事業を行うにあたり、必要とされるその他の公共条例及び関連法令等についても遵守のこと。

(11) 事業スケジュール

次のスケジュールで本事業を行う。

ア 設計期間	平成 17 年 4 月 ~ (選定事業者の提案等による)		
イ 改修期間	第 1 期工事部分	平成 17 年 12 月	~ 平成 18 年 3 月末
	第 2 期工事部分	平成 18 年 5 月	~ 平成 18 年 9 月末
	第 3 期工事部分	平成 18 年 11 月	~ 平成 19 年 3 月末
	第 4 期工事部分	平成 19 年 5 月	~ 平成 19 年 9 月末
	第 5 期工事部分	平成 19 年 11 月	~ 平成 20 年 3 月末
	第 6 期工事部分	平成 20 年 5 月	~ 平成 20 年 9 月末
ウ 供用開始	第 1 期工事部分	平成 18 年 4 月	
	第 2 期工事部分	平成 18 年 10 月	
	第 3 期工事部分	平成 19 年 4 月	
	第 4 期工事部分	平成 19 年 10 月	
	第 5 期工事部分	平成 20 年 4 月	
	第 6 期工事部分	平成 20 年 10 月	
エ 維持管理期間	第 1 期工事部分	平成 18 年 4 月	~ 平成 31 年 3 月末
	第 2 期工事部分	平成 18 年 10 月	~ 平成 31 年 3 月末
	第 3 期工事部分	平成 19 年 4 月	~ 平成 31 年 3 月末
	第 4 期工事部分	平成 19 年 10 月	~ 平成 31 年 3 月末
	第 5 期工事部分	平成 20 年 4 月	~ 平成 31 年 3 月末
	第 6 期工事部分	平成 20 年 10 月	~ 平成 31 年 3 月末

3 選定事業者の選定方法

本事業は、設計及び改修段階から維持管理段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的、かつ、安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の決定にあたっては、本施設の施設整備業務に係る対価及び維持管理業務に係る対価の額並びに事業運営能力、設計及び改修能力、維持管理能力等その他の条件により決定（いわゆる総合評価落札方式一般競争入札）を行う。

落札者の決定は、2段階により実施し、第一次審査は、競争参加資格審査、第二次審査は、事業提案審査を行う。

なお、本事業は、1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定の対象であり、「国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（昭和55年11月18日政令第300号）が適用される。

4 応募に関する条件等

(1) 応募者の備えるべき参加資格

ア 応募者の参加要件等

応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。

ただし、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）は、応募者となることできない。

また、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）の提出時に協力会社として明記し、以下の要件を満たすこと。

なお、応募グループで申し込む場合には、参加表明書等の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

国立大学法人北海道大学契約事務取扱規程（以下「規程」という。）第4条及び第5条の規定に該当しない者であり、かつ、規程第6条に規定する資格を有する者であること。

会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更生手続き開始の申立をしていない者で、かつ、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始の申立をしていない者であること。申立をした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に本学において、一般競争参加者の資格を有する者であること。

なお、文部科学省において一般競争参加者の資格を有した者は、本学の資格を有した者とみなす。

参加表明書等の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、本学契約担当役から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成6年5月17日付け文施指第83号文教施設部長通知）に基づく指名停止措置、又は「契約事務の適正な執行について」（平成13年1月6日付け12文科会第108号会計課長通知）別添四記第7物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けている期間中でないこと。

本事業の業務に関わっている者又はこれらの者と資本金面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

「資本金面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者を行い、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねて

いる者をいう。

なお、本事業に関わっている者は、みずほ総合研究所株式会社（東京都千代田区）、株式会社佐藤総合計画（東京都墨田区）、三井安田法律事務所（東京都港区）である。最近1年間の国税（法人税等）を滞納していない者。

一応募者の構成員及び協力会社のいずれかが、他の応募者の構成員又は協力会社として参加していないこと。

学識経験者及び本学職員で構成する「北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業に係る提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）」の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

イ 応募者の構成員等の資格等要件

応募企業、応募グループの構成員及びそれぞれの協力会社（以下「応募企業等」という。）のうち、設計、改修、維持管理及び工事監理の各業務に当たる者（落札者が特別目的会社を設立した場合にあっては、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ(A)、(イ)、(ウ)及び(E)の要件を満たすこと。

なお、(A)、(イ)、(ウ)及び(E)のうち、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができる。

ただし、工事監理業務と改修業務については、兼務することはできない。

また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。

(A) 設計に当たる者は、次の要件を満たすこと。

ただし、複数で当たる場合には、については少なくともそのうちの1者が要件を満たせばよいものとする。

文部科学省において、平成15、16年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として認定されている者であること。

経営状況が健全であること。

なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていないこと並びに経営状態が著しく不健全でないことをいう。

不正又は不誠実な行為がないこと。

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

平成6年度以降に、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、次に示す業務に従事し、完了した経験を有する総括技術者及び主任技術者を専任で配置できること。

なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。

- ・本事業施設（大学研究施設）と類似する施設（校舎又は研究所等）。
- ・国公立大学、私立大学を問わない。
- ・また、研究所については官民を問わない。
- ・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上2階建以上、延べ面積13,500 m²以上。

(1) 改修に当たる者は、次の要件を満たすこと。

ただし、下に示す工種の改修を複数で当たる場合には、 については少なくともそのうちの1者が満たせばよいものとする。

改修に当たる応募企業等（特定JVを含む。）は、本学において一般競争参加者の資格を有し、各工種において本学が定めるところにより算定した点数が次の点以上であること。

なお、文部科学省において一般競争参加者の資格を有した応募企業等は、本学の資格を有した者と見なす。

したがって、各工種において文部科学省が定めた「一般競争参加者の資格」第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）は、本学が算定した点数とみなす。

建築一式工事	1,250点
電気工事	950点
管工事	950点

複数の工種を同一の企業が実施することは、差し支えない。

提案内容に対応する建設業法（昭和22年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が3年以上である者であること。

平成6年度以降に、元請として完成・明渡しが完了した下記の基準を満たす各工事に対応した改修工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

ただし、複数の建設会社が に示す建設工事ごとに共同して施工する場合にあっては、そのうちの1者（ の要件を満たす者が望ましい）が工事種類ごとの次の施工実績を有すればよいものとする。

- ・本事業施設（大学研究施設）と類似する施設（校舎又は研究所等）。
- ・国公立大学、私立大学を問わない。
- ・また、研究所については、官民を問わない。
- ・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上2階建以上、延べ面積13,500 m²以上。

次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

a．建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士もしくは技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建築部門とするものに合格した者）の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として、国土交通大臣が認定した者であること。

b．電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門とするものに合格した者）の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として、国土交通大臣が認定した者であること。

c．機械設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「冷暖房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した者）の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として、国土交通大臣が認定した者であること。

d．上記 に掲げる工事の経験を有する者であること。

ただし、複数の建設会社が共同して施工する場合にあっては、少なくともそのうちの 1 者が有すればよいものとする。

e．監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

(ウ) 各種の維持管理に当たる者は、役務等の種類ごとに定められている次の要件を満たすこと。

本学において、平成 16 年度に北海道地域の「役務等の提供」の A、B、又は C の等級に格付けされている者であること。

なお、文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）において、平成 16 年度に北海道地域の「役務等の提供」の A、B、又は C の等級に格付けされている者は、本学の資格を有しているものとみなす。

請負を実施するのに必要とする資格を有していることを証明した者であること。

(I) 工事監理に当たる者は、次の要件を満たすこと。

ただし、複数で当たる場合には、 については少なくともそのうちの 1 者が要件を満たせばよいものとする。

文部科学省において、平成 15、16 年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として認定されている者であること。

経営状況が健全であること。

なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていないこと並びに経営状態が著しく不健全でないことをいう。

不正又は不誠実な行為がないこと。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

平成 6 年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、次に示す業務に従事し、完了した経験を有する者を建築工事・電気設備工事・機械設備工事にそれぞれ専任で配置できること。

- ・本事業施設（大学研究施設）と類似する施設（校舎又は研究所等）。
- ・国公立大学、私立大学を問わない。
- ・また、研究所については官民を問わない。
- ・鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造、地上 2 階建以上、延べ面積 13,500 m²以上。

なお、参加表明書等により参加の意思を表明した応募グループの構成員及び協力会社の追加、脱退及び交替は、原則として認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本学と協議を行うこととする。

ウ 競争参加資格の確認

競争参加希望者は、「4 - (1) - ア～イ」に定める要件（以下「競争参加資格」という。）を満たすことを証明するため、後述する手続きにより競争参加資格確認申請を行い、競争参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争資格確認基準日は、参加表明書等の提出期限日とする。

エ 競争参加資格の確認後の取扱い

競争参加資格を有するとの確認を受けた応募企業等のいずれかが、開札日において、上記競争参加資格の一つでも満たさない場合には、当該応募企業あるいは当該応募グループは、入札の参加は、認められない。

開札日以降、落札者の決定日までに、応募企業等が規程第 4 条及び第 5 条の規定に基づ

く応募者の制限又は本学の指名停止措置を受けた場合には、当該応募企業あるいは当該応募グループが提出した事業提案は、審査の対象としないものとする。

落札者について、落札者決定以降事業契約締結までに上記競争参加資格を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(2) 応募に関する留意事項

ア 入札説明書の承諾

応募者は、参加表明書等の提出をもって本入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

ウ 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、以下のとおりとする。

入札保証金は、免除する。

契約保証金は、免除する。

選定事業者は、改修工事の履行を確保するため、事業契約締結の日から施設明渡し日までを期間として、改修工事に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む。約 45 億円）の 100 分の 10 以上について、本学契約担当役事務局長又は選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を本学事務局長に提出すること。

ただし、各期工事部分の明渡し後は、当該部分を除外した残工事部分の改修工事に相当する金額（設計費及び工事監理費を含む。）の 100 分の 10 以上の保険金額でよいものとする。

なお、選定事業者を被保険者とする保険金請求権には、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を設定するものとする。

エ 日本政策投資銀行の融資等の取扱いについて

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資（17 年度まで）、低利子融資）の対象事業である。

応募者は、当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、自らのリスクでその活用を行うこととし、本学は、同行からの調達の可否による条件変更は、行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募しようとする者が直接同行に問い

合わせを行うこと。

オ 参加表明書等の取扱い

参加表明書等の取扱いについては、以下のとおりとする。

本学事務局長は、提出された参加表明書等を競争参加資格の審査以外に応募者に無断で使用しない。

提出された参加表明書等は、返却しない。

提出された参加表明書等の変更、差し替え若しくは再提出は、原則として認めない。

なお、例外的に、本学事務局長が提出された参加表明書等の差し替え若しくは再提出を指示した場合であっても、参加表明書等の提出期限以降の差し替え若しくは再提出は、認めない。

カ 入札提出書類の取扱い

応募者が入札時に提出する入札提出書類の取扱いについては、以下のとおりとする。

(ア) 著作権

入札提出書類の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において公表及びその他本学が必要と認めるときには、本学は、提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者から提出された資料については、本事業の公表以外には、応募者に無断で使用しない。

なお、入札提出書類は、返却しない。

(イ) 特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

(ウ) 入札提出書類の変更等の禁止

入札提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、認めない。

キ 本学からの提示資料の取扱い

応募者は、本学が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

ク 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

ケ 使用言語、単位及び時刻

入札その他の手続きに関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるものとし、通貨単位は日本円とし、時刻は日本標準時とする。

コ その他

応募者は、本入札説明書等を熟読し、遵守すること。

なお、本学は、応募者が競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 入札の実施

入札に関するスケジュールは、以下のとおりとする。

日 程 (予定)	内 容
平成 16 年	9月17日(金) 入札説明書等の公表 9月27日(月) 入札説明書等に関する説明会 9月27日(月) 現地見学会 10月4日(月) 参加表明・競争参加資格確認申請の受付 10月12日(火) 競争参加資格確認通知の発送 9月22日(水) 入札説明書等に関する質問受付(第1回) ~10月1日(金) 10月29日(金) 入札説明書等に関する質問に対する回答公表 11月8日(月) 入札説明書等に関する質問受付(第2回) ~12日(金) 12月10日(金) 入札説明書等に関する質問に対する回答公表
平成 17 年	1月12日(水) 提案書の受付 ~13日(木) 1月14日(金) 開札 2月上旬 落札者の選定・公表 基本協定の締結 3月下旬 選定事業者の公示 選定事業者との本契約締結

注：上記表内については、実施内容の関連性を踏まえて、時系列で記載していない箇所もある。資料等を追加して公表する場合もあり、その場合は、適宜質問・回答の機会を設ける。

ア 入札公告等

(ア) 入札公告

本学は、平成16年9月17日に官報及び掲示板(札幌市北区北8条西5丁目 国立大学法人北海道大学事務局前及び事務局3階掲示板)において入札公告を行う。

(イ) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

本学の入札説明書等の配布は、次のとおりとする。

a 期間

平成 16 年 9 月 17 日（金）から平成 17 年 1 月 11 日（火）までとする。

b 方法

・北海道大学施設部ホームページ

<http://www.hokudai.ac.jp/sisetu/index.html>

・文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページ

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT>

もしくは、2(3)に示した担当部局で交付する。

(ウ) 入札説明会

本学は、入札に関する説明会を以下の要領にて行う。

本事業への参画を希望する民間事業者は、参加することができるが、1社につき3名までとする。

a 日時及び場所

・開催日時：平成 16 年 9 月 27 日（月） 午前 10 時から 2 時間程度

・開催場所：国立大学法人北海道大学 事務局 大会議室（新館 2 階）

札幌市北区北 8 条西 5 丁目

b 当日連絡先

北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約係

電話番号 011-706-2431（直通）

c 申込受付期限

平成 16 年 9 月 24 日（金） 正午

d 申込方法

入札説明会兼現地見学会参加申込書（様式 1-1）に記入の上、原則として電子メールに添付してファイルを提出すること。

・あて先 北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約係

・電子メールアドレス pfi@facility.hokudai.ac.jp

(I) 現地見学会

本学は、本施設について確認するための現地見学会を以下の要領にて行う。

本事業への参画を希望する民間事業者は、参加することができるが、1社につき3名までとする。

a 日時及び場所

・開催日時：平成 16 年 9 月 27 日（月） 午後 2 時から 2 時間程度

・開催場所：国立大学法人北海道大学 農学部 1 階会議室

札幌市北区北9条西9丁目

b 当日連絡先

北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約係

電話番号 011-706-2431 (直通)

c 申込受付期限

平成16年9月24日(金) 正午

d 申込方法

入札説明会兼現地見学会参加申込書(様式1-1)に記入の上、原則として電子メールに添付してファイルを提出すること。

- ・あて先 国立大学法人北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約係
- ・電子メールアドレス pfi@facility.hokudai.ac.jp

(オ) 現地見学会(個別開催)

本学は、競争参加資格確認を受けた民間事業者が本施設について確認するための現地見学会の申込を受け付ける。

その開催日時については、本学と協議して決定する。

a 申込方法

現地見学会(個別開催)申込書(様式1-2)に記入の上、原則として電子メールに添付してファイルを提出すること。

- ・あて先 国立大学法人北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約係
- ・電子メールアドレス pfi@facility.hokudai.ac.jp

本学は、申込書を受領後、開催候補日を提示する。

本学は、申込者の提示日を尊重するが、学校行事などにより、希望日には開催できないことがある。

(カ) 入札説明書等に関する質問及び回答

本学は、民間事業者に入札説明書等の内容に関して質問事項がある場合は、以下の要領にて受け付ける。

a 受付期間

- ・第1回

平成16年9月22日(水) ~ 10月1日(金)正午

- ・第2回

平成16年11月8日(月) ~ 11月12日(金)正午

b 提出方法

民間事業者は、質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書(様式1-3)

に記入の上、原則として電子メールに添付してファイルを提出すること。

- ・あて先 国立大学法人北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約係
- ・電子メールアドレス pfi@facility.hokudai.ac.jp

c 回答

本学は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるものを除き、下記の日時を目途として、本学施設部ホームページ、本学掲示板及び文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページにて回答を公表する。

- ・第1回
平成16年10月29日(金)
- ・第2回
平成16年12月10日(金)

イ 参加表明書等の提出及び競争参加資格の審査

(ア) 参加表明書等の提出

競争参加希望者は、参加表明書等を本学事務局長へ提出し、競争参加資格の有無について審査を受けなければならない。

a 受付期限

平成16年10月4日(月) 正午

b 提出方法

参加表明書等は、持参することにより提出すること。

郵便及び電送(電子メール等)によるものは、受け付けない。

- ・提出先 国立大学法人北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約係

なお、参加表明書等の提出にあたっての留意点は、次のとおりとする。

設計実績、改修工事の施工実績、工事監理の実績は、様式集に定めるところに従い作成すること。

競争参加資格のうち、施工実績の確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、日本国における施工実績をもって行う。

上記「4-(1)-イ-(ア)- 、(イ)- 、(ウ)- 、(エ)- 」に掲げる本学及び文部科学省における有資格者として登録を行っていない者であっても、参加表明・資格確認申請の提出期限日までに登録の申請を行い、開札の時に条件を満たしていれば、参加資格があることを確認するものとする。

(イ) 競争参加資格の審査結果の通知

競争参加資格の審査結果の通知は、競争参加資格確認申請を行った者に対して、書面により平成 16 年 10 月 12 日（火）までに発送する。

応募グループの場合は、代表企業に発送する。

また、競争参加資格があると認めた者に対しては、登録受付番号を通知する。

(ウ) 競争参加資格なしとされた場合の扱い

競争参加資格の審査の結果、競争参加資格がないとされた者は、本学に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由。ただし、A4 版とする。）により説明を求めることができる。

a 受付期限

平成 16 年 10 月 19 日（火） 正午

b 提出方法

書面は、持参又は郵送により提出するものとし、電送（電子メール等）によるものは受け付けない。

なお、郵送する場合は必ず「配達記録郵便」とすること。

・提出先 国立大学法人北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約係

c 回答

本学は、平成 16 年 10 月 26 日（火）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

ウ 入札

競争参加資格の確認を受けた応募者を対象として、次により入札を実施する。

(ア) 入札の方法

a 提出方法

入札提出書類は、持参若しくは郵送のいずれかの方法により、一括して提出すること。

なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

・受付期間：平成 17 年 1 月 12 日（水）～平成 17 年 1 月 13 日（木）

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

（ただし、郵送の場合は、期限に必着のこと。）

・提出先：国立大学法人北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約係

b 入札価格

入札書に記載される入札価格は、施設整備業務に係る対価と維持管理業務に係る対価の総額とし、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む金額とす

る。

消費税等については、別紙 1「入札価格等の算出方法及びサービス購入料の支払方法等」に示す割賦金利相当額を控除した金額の 100 分の 5 に相当する額（消費税等相当額）とする。入札価格の算出方法及びサービス購入料の支払方法についての詳細は、別紙 1「入札価格等の算出方法及びサービス購入料の支払方法等」を参照のこと。

本学は、入札価格を持って落札価格とする。

c 入札執行回数

入札執行回数は、原則として 2 回とする。

なお、2 回目の入札の執行は、本学事務局長が指定する日時に行う。

d 入札書

入札書は、任意の封筒に入れ封印し、提出すること。

封筒の表には、必ず、宛名「国立大学法人北海道大学 契約担当役 事務局長 齊藤 秀 昭」、「北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業に係る入札書在中」と記載し、「入札者名」を明記すること。

e 代理人

代理人が入札書を提出する場合には、入札書に委任状（様式 4 - 2 - 1）を添付すること。

郵便による入札の場合、委任状は、表封筒と入札書を入れて封印した中封筒の間にに入れて郵送すること。

また、グループで参加する場合は、代表企業が入札書を提出すること。

会社の支店長等が支店長等の資格において本入札に参加しようとする場合は、代理人の場合と同様、入札書に委任状（様式 4 - 2 - 1）を添付すること。

f 入札にあたっての留意事項

入札書類の提出にあたって、提出期限に遅れたときは、入札に参加できない。

また、入札時には身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。

(1) 公正な入札の確保

入札にあたっては、応募者等は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

応募者等は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の応募者等と入札価格及び提案内容又は入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければならない。

応募者等は、落札者の決定前に、他の応募者等に対して入札価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。

(ウ) 入札のとりやめ等

本学は、応募者等が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

エ 入札の辞退

競争参加資格の確認通知を受けた応募者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式 3-1）を下記宛てに提出すること。

なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とすること。

・提出期限：平成 16 年 12 月 10 日（金）午後 5 時 00 分

（ただし、郵送の場合は、期限に必着のこと。）

・提出先：国立大学法人北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約係

オ 入札無効に関する事項

本学は、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

無効の入札を行った者を落札者とした場合には、落札決定を取り消すものとする。

本入札説明書に示した応募者に必要な要件のない者が行った入札

委任状を提出しない代理人が行った入札

応募グループによる入札の場合に、「参加表明書」に記載された代表企業以外の者が行った入札

応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札

金額を訂正した入札

参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った入札

誤字又は脱字等により意思表示が不明確な入札

明らかに連合によると認められる入札

同一事項の入札について、他者の代理人を兼ね又は 2 者以上の代理をした者が行った入札

同一事項に対し、2 通以上の書類提出がなされた入札

その他入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

カ 開札

(ア) 開札日時

本学は、以下に掲げる日時及び場所において、応募者又はその代理人を立ち会わせて入札書の開札を行う。

・開札日時：平成 17 年 1 月 14 日（金）午前 10 時 00 分

・開札場所：国立大学法人北海道大学 事務局大会議室（新館 2 階）

ただし、応募者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係ない本学の職員を立ち合わせて行う。

なお、応募者は、以下に掲げる者のうち 1 名を開札会場に立ち合わせることができる。

応募者（応募企業の代表者、グループの場合は、代表企業の代表者）

応募者の代理人（委任状により入札書を提出している者）

委任状による応募者（支店長等）

(イ) 入札予定価格の確認

本学は、開札時に入札価格が予定価格の範囲内か確認を行い、本学が設定する予定価格の範囲内に入札価格を提案した応募者のみ、その後の落札者選定の対象となる。

この際、予定価格及び入札価格の公表は行わない。

キ 落札者の決定

本学は、落札者決定基準に基づき、落札者を決定する。

詳しくは、落札者決定基準を参照すること。

ク 入札結果の通知及び公表

本学は、落札者決定後、速やかに入札結果を応募者に対して文書にて通知する。

電話等による問い合わせには応じない。

本学は、入札結果について、審査結果とあわせて本学ホームページ及び文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する予定である。

また、本学は、落札者と基本協定を締結後、PFI 法第 8 条に規定する客観的評価について公表する。

なお、応募者は、非選定通知受理後 7 日以内に異議の申し立てをすることができる。

異議申し立ては、「4. - (3) - イ - (ウ) 競争参加資格なしとされた場合の扱い」と同じく書面にて行うこととする。

ケ 特定事業の選定の取消し

本学は、応募者等がない場合又は応募者全員の入札額が本学の設定する予定価格を越える場合、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

コ 本事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

有。

サ 苦情申立て

応募者は、本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に

関する苦情の処理手続き」(平成7年12月14日付け政府苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室、電話03-3581-0262(直通))に対して苦情を申し立てることができる。

5 提案内容審査

(1) 審査委員会の設置

審査に関して、学識経験者及び本学職員で構成する「北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業に係る提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は、以下の6名の審査委員で構成される。

なお、審査委員会は非公開とする。

	氏名	所属等
委員長	宮 脇 淳	北海道大学法学研究科教授
副委員長	佐 野 修 久	日本政策投資銀行北海道支店企画調査課長
委 員	浦 野 慎 一	北海道大学農学研究科教授
	絵 内 正 道	北海道大学工学研究科教授
	榎 本 守	特定非営利活動法人日本 PFI 協会事務局長
	大 矢 二 郎	北海道東海大学芸術工学部教授

注：審査委員氏名は委員長及び副委員長を除き50音順

(2) 審査の方法

落札者決定基準に従って、審査委員会にて提案の審査を行い、優秀提案を選定する。

本学は、審査委員会における審査結果を尊重することとし、同委員会において優秀提案と選定された提案を行った者（優秀提案者）を落札者として決定する。

なお、審査委員会において総合評価値が最も高い提案が複数あり、優秀提案が複数選定された場合には、本学はくじ引きにより落札者を決定する。

(3) 審査項目等

審査項目は、以下のとおりであるが、具体的な内容は、落札者決定基準による。

ア 必須項目審査

以下の計画について、応募者の提案内容が、本学の要求する最低限の要件を全て満たしていることを確認する。

- ・事業計画に関する事項
- ・施設整備計画に関する事項
- ・維持管理計画に関する事項

イ 加点項目審査

審査委員会は、下記項目について審査し、評価に基づく各項目の得点の合計と入札価格により最も優秀な提案を選定する。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合もある。

- ・ 事業計画に関する事項
- ・ 施設整備計画に関する事項
- ・ 維持管理計画に関する事項

6 事業契約に関する事項

(1) 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後 7 日以内に、本学を相手方として基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならない。

(2) 特別目的会社（SPC）の設立

落札者は、本事業を遂行するため、商法（明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立する。

特別目的会社は、本件事業を遂行する選定事業者となる。

なお、落札者となった応募企業又は応募グループの構成員は、必ず特別目的会社に出資することとする。

特別目的会社へ出資する者及びその出資比率は自由とするが、応募企業又は応募グループの構成員の議決権が全体の 50%を超えるものとする。

(3) 事業契約の締結

本学と特別目的会社（選定事業者）は、特別目的会社の設立後、速やかに提案内容及び事業契約書（案）に基づいて事業契約を締結する。

事業契約書において、選定事業者が遂行すべき施設整備業務及び維持管理業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。

事業契約の締結にあたっては、軽微な事項を除き、落札者の入札価格及び入札説明書に示した契約内容については、変更できないことに留意すること。

特別目的会社が事業契約を締結しない場合には、本学は違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を請求することがある。

なお、事業契約締結に係る落札者側の弁護士費用、印紙代などは、落札者の負担とする。

(4) 事業契約の概要

ア 契約金額

契約金額は、落札価格とする。

イ 事業の遂行

選定事業者は、次に示す日までに本学に対して本施設改修部分を明渡すこと。

- ・ 第 1 期工事部分 平成 18 年 3 月
- ・ 第 2 期工事部分 平成 18 年 9 月
- ・ 第 3 期工事部分 平成 19 年 3 月

- ・第4期工事部分 平成19年9月
- ・第5期工事部分 平成20年3月
- ・第6期工事部分 平成20年9月

また、「2-(7)-工 事業の範囲」に示す事業を確実に行うこと。

ウ 対価の支払等

(ア) 支払期間・回数等

本施設の施設整備業務に係る対価と維持管理業務に係る対価の支払は、事業契約書に定めるところにより、以下のとおり行う。

詳細については、別紙1「入札価格等の算出方法及びサービス対価の支払方法等」を参照のこと。

a 施設整備業務に係る対価

施設整備業務に係る対価(以下「施設整備費相当額」という。)について、本学は、選定事業者に対して、各期工事部分の明渡し後から事業期間中に亘って、事業契約を定める額を原則年2回の割賦方式により支払う。

施設整備費相当額には、各種調査費、設計費、工事監理費、許認可取得費用、建中金利等の改修工事に係る費用一切を含む。

b 維持管理業務に係る対価

維持管理業務に係る対価(以下「維持管理費相当額」という。)について、本学は、定期的にモニタリングを実施し、事業契約書等に定められた要求水準が満たされていることを確認した上で、各期工事部分の明渡し後から事業期間中に亘って、原則年2回、事業契約書に定める額を選定事業者を支払う。

なお、施設整備費相当額については、本学の中期計画に定めるところに従い、文部科学省により毎年の予算編成の中で措置され、維持管理費相当額については、本学の中期計画に基づき文部科学省から措置される運営交付金から本学が措置する。

(イ) 対価の改定

a 設計及び建設に係る対価

施設整備費相当額については、金利変動について勘案し、事業契約書の定めるところにより対価の改定を行う。

詳細については、別紙1「入札価格等の算出方法及びサービス購入料の支払方法等」を参照のこと。

b 維持管理業務に係る対価

維持管理費相当額については、物価変動を勘案し、事業契約書の定めるところにより対価の改定を行う。詳細については、

別紙1「入札価格等の算出方法及びサービス購入料の支払方法等」を参照のこと。

エ 選定事業者の権利義務等に関する制限

(ア) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

本学の事前の承認がある場合を除き、選定事業者は、事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(イ) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、本学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(ウ) 債権の譲渡

選定事業者が、本学に対して有する本施設の施設整備業務及び維持管理業務の提供に係る債権は、本学の事前の書面による承諾がなければ譲渡することができない。

(エ) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、本学に対して有する本施設の施設整備業務及び維持管理業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、本学の事前の書面による承諾がなければ行うことができない。

オ 本学と選定事業者の責任分担等

(ア) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の施設整備及び維持管理の責任は、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、本学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本学が責任を負うこととする。

(イ) 予想されるリスクと責任分担

本学と選定事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、応募者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。

リスク分担の程度や具体的内容については、事業契約書（案）に示すが、事業契約書（案）に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

カ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(ア) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、法制上及び税制上の措置は、想定していない。

ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、可能な範囲で本学は、必要な協力を行う。

(イ) 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、財政上の措置は、想定していない。

金融上の支援としては、「４．－（２）－４」を参照のこと。

ただし、選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援をうけることができる可能性がある場合には、本学は、これらの支援を選定事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

キ 選定事業者が付保する保険等

選定事業者は、事業契約書（案）別紙に示す保険を付保するものとする。

7 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行事務

選定事業者は、入札提出書類及び事業契約書の定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の選定事業者と本学の関わり

本事業は、選定事業者の責任において実施され、本学は、事業契約に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。

本学は、原則として選定事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて本学と各業務を担当する民間事業者との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、本学は、当該民間事業者との間で直接連絡調整を行った事項については、選定事業者に報告する。

本学は、事業の継続性を出来るだけ確保する目的で、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶことがある。

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、本学と選定事業者は、誠意をもって協議する。

(3) 業務内容

ア 業務内容

施設整備業務及び維持管理業務については、事業契約書（案）及び要求水準書による。

イ 業務の委託

選定事業者は「ア 業務内容」に示した業務を、あらかじめ本学の承諾を得た上で、第三者に委託することができる。

(4) 本学によるモニタリング

本学は、選定事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するため、以下の監視を行う。

なお、維持管理業務について、要求水準を達成していないと認められる場合、本学は、当該業務に係る対価の減額等を行う。

詳細は、事業契約書（案）を参照のこと。

ア 本事業の実施状況の確認

本学は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的に確認を行う。

また、定期的に行う確認のほか、本学が必要と認める場合には、随時確認を行う。

なお、確認に要する費用は、選定事業者側に発生する費用を除き本学の負担とする。

(ア) 基本設計・実施設計時

選定事業者は、定期的に本学に報告を行うとともに、基本設計及び実施設計完了時に要求水準に適合していることが確認できる設計図書を本学に提出し、内容の確認を受ける。

(イ) 建築確認申請時

選定事業者は、建築基準法に基づく建築確認の書類作成を行い、建築確認の申請を行うとともに、本学に事前説明及び事後報告を行う。

(ウ) 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、選定事業者を通じ、工事監理者に工事監理の状況を本学に毎月報告させる。

また、選定事業者は、本学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければならない。

ただし、本学が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する瑕疵の責任は、本学に移転されないものとする。

選定事業者から設計業務と建設業務を受託し、又は請負う者が同一の建設会社等である場合には、工事監理者は、当該建設会社以外の者としなければならない。

(エ) 工事完成時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で本学の確認を受ける。

この際、本学は、施設の状態が事業契約書及び要求水準書において定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、事業契約書及び要求水準書において定められた水準を満たしていない場合には、本学は、補修又は改造を求めることができる。

本学が施工記録の確認を行ったことによって、施工に起因する瑕疵の責任は、本学に移転されないものとする。

(オ) 施設供用開始後

本学は、施設供用開始後、定期的に維持管理業務のモニタリングを行う。

イ 支払の減額等

本学がモニタリングを行った結果、維持管理業務について要求水準書等に規定された水準が満たされていないことが判明した場合には、維持管理業務に係る対価の減額等を行うことがある。

ウ 財務書類の提出

選定事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（商法第 281 条第 1 項に規定す

る計算書類)を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後 3 ヶ月以内に本学に提出する。

ただし、平成 16 年度については要しない。

また、本学は、請求があった場合には、当該財務書類を公開できるものとする。

(5) 土地の使用等

本施設の敷地は、本学所有地である。

選定事業者は、本学が所有している土地のうち、施設整備業務及び維持管理業務に必要な範囲を原則として、無償で使用することができる。

8 提出書類

応募者は、本学への提出書類の作成等に当たっては、入札説明書及び様式集を参照すること。

- (1) 入札説明会・現地見学会への参加、入札説明書に関する質問のための提出書類
必要に応じて、以下の書類を1部提出すること。

なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。(以下同様)

様式 1-1	入札説明会兼現地見学会参加申込書
様式 1-2	現地見学会(個別開催)参加申込書
様式 1-3	入札説明書等に関する質問書

- (2) 参加表明、競争参加資格確認申請時の提出書類

以下の書類1部を提出すること。

様式 2-1	参加表明書
様式 2-2	応募企業、応募グループの構成員及び協力会社構成表
様式 2-3	委任状
様式 2-4	競争参加資格確認申請書
様式 2-5	事業実施体制
様式 2-6	設計業務に関する専任配置等確認書
様式 2-7-1	改修工事業務に関する専任配置等確認書
様式 2-7-2	改修工事の施工実績
様式 2-8	維持管理業務に関する資格等確認書
様式 2-9	工事監理業務に関する専任配置等確認書
様式なし	【添付資料】
	a 会社概要
	b 会社定款(入札公告日以降に交付されたこと)
	c 印鑑証明書(入札公告日以降に交付されたこと)
	d 使用印鑑届(様式は随意)
	e 法人税納税証明書(入札公告日以降に交付されたこと)
	f 消費税納税証明書(入札公告日以降に交付されたこと)
	g 商業登記簿謄本(入札公告日以降に交付されたこと)
	h 企業単体の貸借対照表及び損益計算書(直近3期分)
	i 企業単体の減価償却明細表(直近3期分)
	j 連結決算の貸借対照表及び損益計算書(直近1期分)
	k 競争参加資格審査の等級を証する書類の写し
	l 入札参加者の資格を証する書類の写し(設計・建設にあたる)

者：一級建築事務所登録、建設業許可)

m 業務実績を証明できる資料(契約書の写し等)

(代表企業は a~m の書類、構成員及び協力会社等それ以外の企業は k~m の書類を、それぞれ提出すること。)

(3) 入札辞退時、グループ構成員及び協力会社変更時の提出書類

必要に応じて、以下の書類 1 部を提出すること。

様式 3-1 入札辞退届

様式 3-2 グループ構成員及び協力会社変更届

(4) 入札時の提出書類

入札時に提出する入札提出書類は、以下のとおりである。

書類を提出するときには、 ~ の各提案書に所定の表紙をつけ、それぞれ 1 分冊とし、< > に掲げる部数を提出すること。

様式 4-1 入札提出書類の提出届 < 1 部 >

様式 4-2-1 委任状(代理人) < 1 部 >

様式 4-2-2 委任状(復代理人) < 1 部 >

様式 4-3 入札書 < 1 部 >

様式 4-4 業務要求水準に関する確認書 < 1 部 >

事業計画提案書 < 正本 1 部、副本 25 部 >

様式 5-1 事業計画提案書表紙

様式 5-2 入札金額算出書

様式 5-3 施設費内訳書

様式 5-4 施設整備費相当額及び維持管理費相当額に関する算出根拠

様式 5-5 事業収支計画書

様式 5-6 資金調達に関する提案

様式 5-7 事業体制に関する提案

様式なし 【添付資料】

・金融機関関心表明書

施設整備計画提案書 < 正本 1 部、副本 25 部 >

様式 6-1 施設整備計画提案書表紙

様式 6-2 建築改修計画の概要

様式 6-3 耐震補強計画の概要

様式 6-4 電気設備改修計画の概要 1

様式 6-5	電気設備改修計画の概要 2
様式 6-6	機械設備改修計画の概要 1
様式 6-7	機械設備改修計画の概要 2
様式 6-8	機械設備改修計画の概要 3
様式 6-9	内部空間提案書
様式 6-10	外部保存活用提案書
様式 6-11	内部保存活用提案書
様式 6-12	建築的環境負荷低減提案書
様式 6-13	設備的環境負荷低減提案書
様式 6-14	LCC 低減提案書
様式 6-15	工事管理説明書
様式 6-16	施工計画説明書 1
様式 6-17	施工計画説明書 2
様式 6-18	施工計画説明書 3

施設整備計画提案書 < 図面集 > < 正本 1 部、副本 25 部 >

様式 7-1	施設整備計画提案書 < 図面集 > 表紙
様式 7-2	配置図
様式 7-3	平面図
様式 7-4	立面図
様式 7-5	断面図
様式 7-6	仕上表

維持管理計画提案書 < 正本 1 部、副本 25 部 >

様式 8-1	維持管理計画提案書表紙
様式 8-2	建物・設備保守管理計画
様式 8-3	外構施設維持管理・清掃計画
様式 8-4	警備業務

9 その他

(1) 情報の提供

本学は、本入札説明書に定めることのほか、入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、本学のホームページに掲載する。

(2) 契約に違反した場合等の取扱い

契約締結後契約に違反し、又は入札の落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、あるいは入札等本学の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長 2 年間、本学が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

【附属資料等】

- 別紙 1 入札価格等の算定方法及びサービス対価の支払い方法
- 添付資料 1 事業契約書（案）
- 添付資料 2 要求水準書
- 添付資料 3 落札者決定基準
- 添付資料 4 基本協定書（案）
- 添付資料 5 様式集